

公 示 公 告

令和 2 年 2 月 5 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名
スライド書庫の購入等
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：スライド書庫の購入等

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年2月5日に公示公告した「スライド書庫（以下「物品」という。）の購入等」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

スライド書庫の購入等

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年2月14日（金）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和2年2月12日（水）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和2年2月13日（木）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：松上）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和2年2月14日（金）正午

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の見積合わせに参加したいので，別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
スライド書庫の購入等
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品のメーカー，製品名，同物品が仕様書に求める規格，機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ等
※物品の製品名や機能等の要求要件について，カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
連絡担当者の所属部署，氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

1 件名

スライド書庫の購入等

2 品目、規格及び数量等

別表のとおり

3 引渡場所

最高裁判所（東京都千代田区隼町４－２）

4 引渡期限

令和２年３月３１日（火）

なお、具体的な物品の搬入等作業日時は、発注者と受注者で別途協議して定めるものとする（※平日に作業を実施する場合は午後６時から午後１１時まで、裁判所の休日に作業を実施する場合は午前９時から午後１１時までの間に行うものとする。）。

5 搬入に伴う設置等作業

(1) 別紙１記載Ａの収納庫があった場所に、別表のスライド書庫一式を設置し、一つのスライド収納として使用することができるようにする。

(2) 別紙１記載Ａの収納庫を撤去した床を利用し、床（スラブ）の上に耐震固定する（耐震固定の方法は別紙２の方法に準じて行うこと。）。

なお、二重床の切り取り範囲が不足する場合は、設置のために必要な切り取りを行い、スライド収納の間に隙間を生じることがないようにする。

また、二重床のすでに切り取られている範囲が大きく、スライド収納と二重床の間に概ね３センチメートル程度以上の隙間を生じる場合は、スライド収納の間に隙間を生じることがないように、補修を行う。

(3) 梱包材及び作業に伴って発生したごみの撤去及び引取り処分を行う。

6 その他

(1) 契約金額は、物品の購入、搬入及び設置等までに要する一切の費用とする。

(2) 搬入及び設置等にかかる作業の詳細については、発注者の指示に従うか、又は事前に打合せを行うものとする。

(3) この仕様に定めのない事項その他疑義がある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別表)

品 目	規 格	数量
スライド書庫 (2重連)	《タイプ》 両開きタイプ (施錠付) 《外 寸》 W900×D450×H2100mm程度× (後列・固定棚3連+前列・移動棚2連) 《棚 板》 5枚 (可動式であること) 《 色 》 ペールグレイ系 (ライトスモーク系) 《その他》 グリーン購入法基準適合商品であること 【参考規格品】 ウ チ ダ C C型5－8 4 1－1 2 0 2+C C型5－8 4 1－1 2 0 3 オカムラ 4 P 5 3 B F－Z 1 3	1 式



